

奈良県告示第四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、南花内土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成三十一年四月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	西川 弘之	葛城市南花内一四二―二
〃	松田 登	〃 一九
〃	花井 義明	〃 五二
〃	山本 周尚	〃 四七
〃	高橋 義輝	〃 五五―一
監事	堀内 栄子	〃 二一
〃	松村 妙子	〃 一六

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	津山 隆良	葛城市南花内二二
〃	堀内 久司	〃 三一
〃	松田 保	北葛城郡広陵町馬見北七丁目四―六―一〇
〃	西尾 一恵	葛城市南花内四六―一
〃	堀内 久義	〃 五四―一
監事	後岡 ユキエ	〃 二八八―五
〃	馬林 キヨ子	〃 一四二―一